

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

令和2年3月31日

火曜日

号外(2)

## 目次

### 教育委員会訓令

- 富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令 1
- 富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 2

## 訓令

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和2年3月31日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男

### 富山県教育委員会訓令第3号

本 庁  
出先機関  
教育機関

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 出先機関又は教育機関の公文書の記号の表富山県美術館の項から富山県立山博物館の項までを削る。

別表第3の3の項の(7)中「第11条第1項」を「第11条第3項第1号に規定する特殊文書等受領簿及び第12条第1項ただし書」に改め、「及び特殊文書收受簿」を削る。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、

公表の日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和2年3月31日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

#### 富山県教育委員会訓令第4号

本 庁

出先機関

教育機関

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会事務決裁規程（昭和63年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4特定専決事項の表教育企画課の項室課長専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項出先機関及び教育機関の長専決事項の欄第1号から第12号までの規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同表教職員課の項室課長専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同表小中学校課の項室課長専決事項の欄第1号から第3号までの規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第2(2)出先機関及び教育機関（学校を除く。）の表富山県美術館長の項から立山博物館長の項までを削る。

#### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)